

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)> 2018年

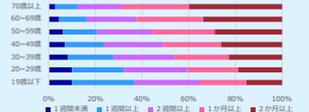


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

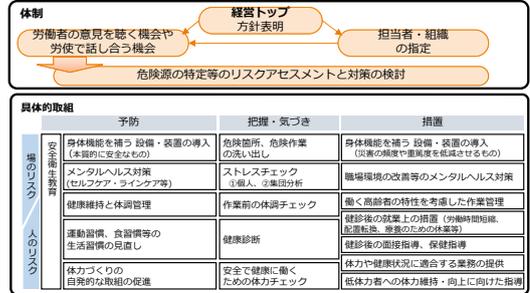
このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高齢労働者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
・企業の経営トップが高齢労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

- 考慮事項
・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

- 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

- 考慮事項
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です
・必要に応じてフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
・フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
・ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動機能の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態
・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

Grid of illustrations showing workplace improvement measures: ensuring lighting in aisles, clear sound/alerts, handrails on stairs, ergonomic workstations, rest areas, slip-resistant shoes, and safety mats.

その他の例
・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シート)を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する
・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

ガイドラインの概要

- 高齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

Diagram showing work management strategies like staggered shifts, job rotation, and rest breaks. Includes a 'Manual' icon and a 'See also' icon.

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

